

鉏路市中心市街地活性化協議会 第1回運営委員会議事録

日 時：平成24年5月15日（火）13：28～14：18

場 所：道東経済センター 3階 会議室

出席者：運営委員11名・(株)まちづくり鉏路2名・協議会オブザーバー2名

事務局8名（市4名・鉏路商工会議所4名）・オブザーバー関連機関事務局3名

計26人

次 第：1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 鉏路市中心市街地活性化協議会提出議案について（資料1）

・次 第(資料1)

・委員・オブザーバーの変更について(資料1-2)

・平成23年度事業報告並びに収支決算報告について(資料1-3)(監査報告)

・中心市街地活性化事業推進スケジュール等について(資料1-4)

・役員改選について(資料1-5)

・その他(資料1-6)

(2) その他

4. 閉 会

1. 開 会

事務局より開会を宣し、続けて出席運営委員の変更について紹介する。

2. 挨 拶

《運営委員長》

協議会に提出する議案について、決算報告、24年度の事業推進スケジュールの審議を行うので、忌憚のない意見をお願いしたい。

《事務局》

運営委員会規約第4条2項に則り、運営委員長を議長とし議事進行をお願いする。

3. 議 事

(1) 鉏路市中心市街地活性化協議会提出議案について

《事務局より説明》

第1回鉏路市中心市街地活性化協議会開催日について、6月21日(木)10時30分を予定していることを報告。また、協議会構成員の異動等による変更について報告された。

続けて、平成 23 年度事業報告、収支決算報告、監査報告について資料に沿って説明された。

《タウンマネージャーより説明》

平成 24 年度中心市街地活性化事業推進スケジュールと現在の事業進捗状況について、計画している複合施設の内容が、1・3 階については概ね確定しているところではあるが、2 階の核となるテナント、その他衣料用品店、飲食店などの誘致は現在も継続しているところであり、事業主体も未確定であるが、8～9 月までに一定の目途をつけることを目指していることが説明された。

また、地権者との調整状況について、再開発に対し 95.65%の賛同を受けていることが報告された。

協議会で検討課題として挙げられていた北大通商店街の駐車帯設置については、厳しい実現性と課題解消の見込みが立たないことから、一端、検討項目から外し、事業の目途が立ち次第、検討することとした。

《事務局より説明》

今年度は協議会役員の改選期となっており、現役員には原則留任いただく案を説明した。

《タウンマネージャーより説明》

平成 24 年度地域商店街活性化法に基づき認定された案件の概要について、(株)釧路第一商店街、釧路第一商店街振興組合の補助事業の概要が報告された。

続いて、協議会で計画している釧路市北大通地区における再開発事業の手法変更の提案について、釧路市の再開発を取り巻く社会条件が、消費者の購買意欲の低迷、地権者の事業継続意向の低迷、テナント等の事業者の投資控えなどの傾向にあることを勘案し、事業の目途が立ち次第速やかに活用できる支援制度の利用を考えた結果、当初利用を考えていた「第 1 種市街地再開発事業」に限定せず、「暮らし・にぎわい再生事業」を同時に検討することとした。「暮らし・にぎわい再生事業」については支援内容がハードからソフトまで幅広いこと、社会条件や民間需要の変化に対応しやすいこと、事業性を重視した補償や地権者のニーズに柔軟に対応できること、他省庁と連携して総合的な中心市街地活性化に取り組みやすいこと等の利点が挙げられることを説明した。

〈質疑応答〉

《協議会オブザーバー》

- ・事業化の目途はいつ頃立つのか。
- ・再開発の複合施設の内容について、高齢者向けマンションの一室の広さと戸数が妥当でないのではないか。

- ・道路について、周辺の建物使用者や道路管理者との調整はどうなっているか。

→《タウンマネージャーより回答》

- ・スケジュールにも記載しているように、8～9月で核テナントと事業主体の目途がつかどうか重要であり、進展があれば認定へ向けて協議会に提案するが、目途が立たなければ、方向を転換していくことも考えられる。市で基本計画を作成し、認定を受けるまでには1年近くの期間がかかることが想定されており、最終的な地権者との交渉にも時間を要することから、着工は2～3年後になると考えている。
- ・マンションについてはまだ素案の段階であり、2DKではなく、1LDK、1DKと検討を重ねるところ。広さについては均一としない可能性もあり、戸数も変更することが考えられる。
- ・道路について、施設の2～3階が道を跨いでおり、取得の方向で検討している。

《協議会オブザーバー関連機関事務局》

- ・KOMの権利者は大変多く複雑になっているが、69人の地権者の中に含まれているか。
- ・北大通の駐車帯について、商業者や市民の意見には、「一方通行が多く、走りにくい」など駐車台数だけでなく利便性の向上に対する意見も多くあり、その点において規制を緩和するなど本事業以外の部分でも地道な要望活動などを行って、より中心市街地に行きやすい環境を作してほしい。

→《タウンマネージャーより回答》

- ・含んでおり、再開発に対する同意も得ている。
- ・以前議論した中で、北大通は交通量の割に道幅が広いのではないかと意見から、駐車帯を設けるという提案に至った。実際に駐車帯を設けるためには条件が厳しく、現段階では一度検討事項から外すこととしたが、内部では引き続き検討していく。

→《運営委員長より回答》

- ・中心街の交通のあり方は以前より検討を重ね、改善された箇所もある。実現には厳しい面もあるが、今後も要望を続けていく。

以降、意見等はなく、運営委員長より議場に諮ったところ、異議なく承認された。

(2) その他

《運営委員長》

その他意見、質問が求められた。

意見等はなく、議事の終了が告げられた。

4. 閉 会

事務局より閉会を宣す。

以上